

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動に従事する航空機に対する  
空港等以外への離着陸の許可等に係る手続きの柔軟な運用について

## 1. 対象者

平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動を行う航空機

(注) 航空法施行規則第 176 条各号に掲げる航空機（公的機関（警察・消防・防衛等）の航空機及び同機関からの依頼を受けた航空機等）が捜索又は救助のために行う航行については、航空法（以下「法」という）第 81 条の 2 の規定により、法第 79 条（航空機の離着陸）及び法第 81 条（最低安全高度）は適用除外となっており、この 2 件の許可は従来から不要

## 2. 手続きの概要

平成 30 年 7 月 8 日より当面の間、平成 30 年 7 月豪雨に伴う救援活動を行う航空機に関しては、

- ① 法第 79 条ただし書の許可（空港等以外への離着陸許可）
- ② 法第 81 条ただし書の許可（最低安全高度以下への飛行許可）
- ③ 法第 89 条ただし書の届出（物件の投下の届出）

については、「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領（平成 23 年 10 月 20 日付、国空航第 305 号）」に従って、申請者からの電話連絡による手続きを認めるなど柔軟な運用を行うこととする。

## 3. 本件に係る申請及び届出先

（静岡県、長野県、新潟県以东の場合）

東京航空局 保安部 運用課                    03-5275-9321（平日 9:00～17:45）  
090-4931-5111（平日時間外・休日）

（愛知県、岐阜県、富山県以西の場合）

大阪航空局 保安部 運用課                    06-6949-6591（平日 9:00～17:45）  
090-5963-9643（平日時間外・休日）

以上